生協制度見直し検討会 参考人提出資料⑤-1 小野岡参考人提出資料

第2回生協制度見直し検討会 資料【本冊】

2006年9月4日 全労済 (全国労働者共済生活協同組合連合会)

第2回生協制度見直し検討会 資料【本冊】

はじめに

P. 1

I. 共済生協の現状

P. 2~P. 3

Ⅱ. 共済生協の課題

P. 4

Ⅲ. 生協制度見直しに向けての基本的な考え方

P. 5

Ⅳ. 具体的な要望事項のポイント

P. 6

現在、国民の生活は大きく変化してきています。

日本の社会は、少子高齢・人口減少に向けて急速に変化しています。また、非正規社員の急速な増大や社会保障制度の見直し・可処分所得の減少など、勤労者・生活者のくらしをめぐる状況はいっそう厳しさを増し、生協の組合員の一人ひとりが、それぞれのライフステージ、ライフスタイル、家族構成などを背景に、日々のくらしや将来のくらしに大きな不安を抱えています。

このような勤労者・生活者を取り巻く環境の変化に伴い、公助、自助、共助のバランスのとれた社会システムの充実が、益々必要となってきています。なかでも、国民生活の安定と向上をはかるためには、相互扶助による助け合いの仕組みの一層の発展が求められています。

組合員に関わる保障は、死亡、医療、老後、住宅・家財、自動車等、広範囲にわたり、それに応じて、きめの細かいサービスの提供と多様な保障要求が、組合員の切実な要望として上がっています。

また、就業時間や雇用環境の急激な変化の中で、生活様式の多様化に応じた事業の展開も求められています。それにより、スピーディな共済制度の開発、共済利用の利便性の向上など、組合員の新しい、多様な二一ズに的確に応える必要があります。

生協は、消費者のくらしを守るために消費者自身が協同して作った組織です。私たちはこれまでも組合員・契約者の立場に立った事業運営に努めてきました。今後も、このような事業運営を維持、発展させていかなければなりません。そうした視点から、共済生協グループでは、契約者保護、経営の健全性の一層の強化に向けて、「契約者保護のための自主基準」(詳細は参考資料P.1~P.8参照)を策定するなどの具体的な対策を自主的に進めています。

共済事業実施生協の組合員は、今や5,388万人を有する規模になりました。それに伴い、社会的な役割も益々 高まってきています。一方で、職域から地域さらには共済生協の規模、種類によって多様化しています。こうした実 態を踏まえて、共済生協と組合員の現状に相応しい組織づくりや事業運営の確保が求められています。

組合員・契約者および社会の信頼に応える共済事業として発展していくためには、協同組合の共済事業の役割とあり方も見据えて、生協法の改正を積極的に捉え、事業責任を果たしていく必要があると考えます。

- ◇協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体であり、人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや願望を満たす事を目的としています。
- ◇所有と管理が民主的に行なわれるということから、民間事業会社や政府の関与する事業などとは異なる相互扶助の事業体であるといえます。
- ◇協同組合は、参加と民主主義を基礎とした事業運営(組合員が出資し、運営参加し、 事業利用するという原則)と活動を通じて、人々の経済的・社会的生活の改善、維持・

向上を大きく助ける役割を持っています。

◇「組合員への最大奉仕、非営利の原則(法第9条)」にもとづき、手ごろな掛金で良質な保障を提供し、国民の生活、福祉の向上に寄与していると同時に、大きな支持をいただき、現在、共済事業実施組合の組合員は5,388万人(第1回生協制度見直し検討会資料)にも達しています。これは、経済のグローバル化が進行するなかで、「人と人との助け合い」という共助の精神(システム)が、広く社会、国民に支持されていることを実証しています。少子高齢化の進展や人口減少社会への突入により、社会保障制度への影響が大きくなってくるなかで、今後は、自立しながら人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う社会が益々必要となります。

<共済事業の状況>

- ①生活協同組合は、購買事業、利用事業、共済事業等、多様な事業を実施しています。
- ②共済生協の実態は、個別生協ごとに多種多様となっています。
 - ・事業規模では、総資産が10億円未満の組合が多数存在する一方、1000億円を超える大規模組合も存在します。
 - ・事業内容も、短期共済(生命、火災)のみを実施している組合が多数存在する一方、短期共済から長期共済、さらには生命保障から損害保障まで総合的に事業を実施している組合も存在します。
 - ・事業の対象範囲についても、職域を事業範囲とする組合と地域を事業範囲とする組合が存在しています。
- ③全労済では、生協原則にもとづき、地域福祉や教育、文化の向上のための活動や、自然環境保全のための活動など、 社会的責任を果たすことに努め、様々な社会、地域貢献活動を積極的に進めています。
 - ・介護サービス事業
 - 2005年度(2006年5月末現在)、全国21ヶ所で介護保険の事業者指定を受け、居宅介護支援事業、ホームヘルプサービス事業などを行う在宅介護サービスセンターを開設し、各県の実情に応じたサービスの提供を実施しています。
 - ホームヘルパー養成講座
 介護サービス事業展開にともなう人材育成の取り組みと社会貢献活動として、1992年度からホームヘルパー養成講座を開催し、2005年度(2006年5月末まで)に、1級218名、2級8,446名、3級6,349名で合計15,013名を養成しています。
 - 助成活動
 - 全労済の組合員による自発的・自主的な環境活動を支援することを目的に行っています。身近な環境を守る活動や環境問題に対する意識向上につながる活動等を対象として1992年から継続して実施し、2006年は88団体、29,408,320円の助成を実施しました。(14年間で、延べ904団体、約4億9500万円の助成を行っています。)
 - ・全国各地で、福祉・環境をテーマにした多様な活動を行っています。
 - 例)・福祉施設、児童擁護施設で人形劇を開催。
 - ・市民救命士の育成、10回計290名参加。
 - ・小学生作文版画コンクール(県内80の小学校から作文1,064点、版画1.876点応募)
 - ・ライフセービング協会への支援、資格取得や活動支援。
 - ・全労済絵画コンクールとして21年間実施。対象は、県内の小学生。2005年は、応募点数8,098点。
 - ・「全労済ファミリースケッチ大会」開催。参加者2.700名。

その他、各県において、多様な活動を行っています。

Ⅱ. 共済生協の課題

共済生協を取り巻く環境

国民(組合員)を取り巻く生活 環境の変化

- ◇少子高齢化
- ◇非正規社員の急速な増大
- ◇雇用環境、就労形態の多様化
- ◇くらしや家計の見直し
- ◇高度情報化社会の進展 など

法制定から約60年経過

- ◇国民の生活環境変化に伴う リスクの変化・多様化
- ◇生協組織の拡大
- ◇生協共済の保障領域の拡大
- ◇益々求められる相互扶助と しての共助 など

金融の自由化と規制緩和

- ◇国民生活のくらしと安心を保 障する共済事業の発展
- ◇組合員からの多様な保障ニ ーズと共済への期待の高まり
- ◇契約者保護、経営の健全性の 確保 など

主な課題

- ◇共済事業の信頼・安心を高めるための組合員 (契約者)保護の更なる充実
- ◇経営の健全性の更なる確保
- │◇今日の生協にふさわしいガバナンス体制の構築
- ◇組合員ニーズを反映した共済制度の開発・改定 の迅速化および保障内容の拡充と資産運用の弾 力化
- ◇組合員の利便性の向上や二一ズに対応できる事業運営の確保
- ◇組合員(契約者)保護とリスク分散を図るため の再共済・再保険機能の充実

協同組合の原則を尊重し、組合員にとって必要で有益な法改正の実現を基本とし、情勢の変化に対応した事業運営を行なうことができるよう規定の整備を求めます。

- 1. 新ICA原則(協同組合のアイデンティティに関するICAの声明)にもとづく、組合員による自治を基本とし、協同組合の特性をいかした運営が維持、発展されるよう、法改正を求めます。(詳細は「解説編P.1」を参照)
- 2. 組合員に信頼される保障の生協として社会的責任を果たすため、情報開示や組合員(契約者)保護の更なる充実、経営の健全性の確保の視点から改正を求めます。
- 3. 社会的責任も大きくなった今日の生協にふさわしいガバナンス体制を構築するための改正 を求めます。
- 4. 高度情報化社会の進展や生活圏の拡大、交通網の発達など情勢の変化に対応し、組合員の利便性やニーズに対応できる事業運営を確保するための規定の整備を求めます。

Ⅳ. 具体的な要望事項のポイント

情報開示や組合員(契約者)保護および経営の健全性の更なる充実、確保 (詳細は「解説編P.2~P.3」を参照)

- ◇契約者保護の観点から、重要事項の説明など共済推進や契約締結に関するルールを明確に法定化するとともに、クーリングオフ制度の法定化などが必要と考えます。
- ◇経営の健全性の確保の観点から、諸準備金の積立の法定化などによって資本基盤の整備を図る必要があると考えます。あわせて、一定規模以上の共済事業を行なう生協について最低出資金制度などを設けるとともに、経営情報の開示制度の充実などが必要であると考えます。
- ◇経営破綻等への対応の観点から、自賠責共済以外でも共済事業の譲渡や共済契約の包括移転などをできるようにする必要があると考えます。

今日の生協にふさわしいガバナンス体制の構築

(詳細は「解説編P.4」を参照)

- ◇権限や責任を明確にするため、理事会一代表理事制の導入が必要であると考えます。
- ◇透明な運営を確保するために、員外監事を配置できるような見直しが必要であると考えます。
- ◇相当規模以上の生協に対して、公認会計士・監査法人等の外部監査の導入も必要であると考えます。
- ◇共済計理人による関与・確認業務等、長期にわたる共済事業の健全性を支える仕組みの構築が必要であると考えます。

組合員の利便性の向上やニーズに対応できる事業運営の確保 (詳細は「解説編P.5~P.6」を参照)

- ◇組合員の利便性の向上やニーズの多様化に対応し、適正な共済の推進を確保するため、共済代理店に関する規定の整備を要望します。
- ◇多種多様な組合員ニーズに柔軟な対応が可能となる事業運営の確保を要望します。
- ◇組合員ニーズに迅速に対応するため、共済金の最高限度の撤廃や事業認可手続の簡素化、資産運用規制の 撤廃などの規制緩和を要望します。
- ◇組合員保護と共済リスクの分散を図るために、再共済・再保険機能の拡大などの規制緩和を要望します。
- ◇生活経済圏の拡大に対応した県域制限の緩和や合理的な理由にもとづく員外利用規制の緩和を要望します。

生協制度見直し検討会 参考人提出資料⑤-2 小野岡参考人提出資料

第2回生協制度見直し検討会 資料【解説編】

2006年9月4日 全労済

(全国労働者共済生活協同組合連合会)

第2回生協制度見直し検討会 資料【解説編】

I. 新ICA原則にもとづく、協同組合の特性をいかした運営

P. 1

Ⅱ. 情報開示や組合員(契約者)保護および経営の健全性の更なる充実、確保

P. 2~P. 3

Ⅲ. 今日の生協にふさわしいガバナンス体制の構築

P. 4

Ⅳ. 組合員の利便性やニーズに対応できる事業運営

P. 5~P. 6

I. 新ICA原則にもとづく、協同組合の特性をいかした運営

ICA声明の【原則】に沿って、生協の目的に関し、組合員の生活の経済的文化的改善向上を目的とする民主的な自治組織 運営を目指します。

※世界中の協同組合が手を結びあい、国際的な立場で活動を指導しているのがICA(国際協同組合同盟/International Co-operative Alliance)という世界最大の国際民間組織です。(現在、91か国222団体を有し、傘下組合員数が8億人を超える組織です。)

1895年にイギリスで設立されたICAは、1995年100周年記念大会をイギリスのマンチェスターで開催し、21世紀にむけ世界の協同組合が共に力と心をあわせ各組織の事業の発展を目指すための新しい「原則」を決めました。 日本では、生協の他、農協、漁協、森林組合などがICAに加盟し、同じ「原則」に基づいて活動をすすめています。

≪第1原則≫自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

≪第2原則≫組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協 同組合では、組合員は1人1票という平等の議決権を持っている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

≪第3原則≫組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公正に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも、通常、制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

- ・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- ・協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- ・組合員の承認により他の活動を支援するため

≪第4原則≫自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協 同組合の自主性を保持する条件において行なう。

≪第5原則≫教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、 協同組合運動の特質と利点について知らせる。

≪第6原則≫協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

≪第7原則≫コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じて、コミュニティの持続可能な発展のために活動する。

Ⅱ. 情報開示や組合員(契約者)保護および経営の健全性の更なる充実、確保

組合員に信頼される保障の生協として社会的責任を果たすため、情報開示や組合員(契約者)保護および経営の健全性の更なる充実、確保の視点から改正を求めます。

1. 経営情報の開示

共済生協は、組合員自治の原則と法令にもとづく運営や事業執行をすすめ、その反映結果としての正確な経営情報を組合員・契約者に積極的に開示する必要があります。共済生協の情報開示についてさらに充実を図るとともに、事業報告書や財務諸表を公衆縦覧に供することの義務付けを行うことが必要と考えます。

2. 重要事項の説明など共済推進や契約締結に関するルール、クーリングオフ制度の新設

生協は、自発的な組織として、従来より「組合員への最大奉仕」を最高理念に、共済契約に当たっても組合員への奉仕を第一とし、手ごろな掛金でわかりやすい共済制度の提供に努めてきました。一方で、現在の保険や共済の多様性に鑑みて、特に、共済の推進に関しては格別の信頼を得る努力を要します。

現行、通知レベルでの規定はありますが、契約者保護の更なる充実のためにも、この共済推進に関わる信頼を担保 する仕組みについては、法律に明記する必要があると考えます。

同様に、クーリングオフ制度についても法律に明記する必要があると考えます。

3. 諸準備金の積立の法定化

現行の消費生活協同組合財務処理規則では、契約者割戻準備金、支払備金、共済掛金積立金(生死を共済事故とする 共済事業のみ)、未経過共済掛金、異常危険準備金などの積立が規定されていますが、異常危険準備金は生死を共済事 故とする共済事業以外、いわゆる損害共済についてのみ規定されており、生命共済には義務付けられていません。生 協の経営の健全性を確保するためには、適正に準備金を積み、適切な積立方法等を設定していく必要があると考えま す。

4. 最低出資金制度の導入

健全性を確保するために、一定程度の自己資本比率の充実は不可欠です。生協の組織や事業の種類・規模等が多種 多様にわたることを踏まえ、一定規模以上の共済事業を行う生協に、最低出資金制度を導入する必要があると考えま す。

5. 健全性基準

現行、通知レベルでの規定はありますが、経営の健全性を示す指標の一つとして、自己資本比率など、経営内容を判断するよりわかりやすい指標の導入が必要であると考えます。

6. 契約条件の変更

共済生協においても、共済計理人のチェック、会計監査などに基づいて管理・運営し、契約締結時当初の契約条件を履行することが基本です。しかし、将来の金利情勢において予想外の事態が生じた場合など、予測できない事態にやむを得ず陥った場合に、共済生協らしく、助け合いにおいて事業を維持していくための手段・仕組み(制度)として、この契約条件変更規定を確保しておくことが必要と考えます。

7. 自賠責共済以外の共済事業の譲渡、共済契約の包括移転

包括移転は、法人が破綻する等の際に、契約者と法人の双方の不利益をできるだけ回避するため、契約上の権利義務(給付金・解約返戻金の支払い、掛金の受領など)を個別の譲渡行為を必要とせず、契約全部または一部を包括的に移転(承継)せしめる手続きです。

現行、責任共済事業(自賠責共済事業)のみに認められている包括移転を、他の協同組合の法律が共済事業一般に適用されている実態を踏まえ、全共済に対象範囲を拡大することが必要と考えます。

8. リスク遮断

生協では、組合員のニーズ・利便性に応えることを目的に共済事業とその他の事業の兼業が行なわれてきました。 共済事業を取り巻く今日的な状況や到達した事業規模、社会的な水準、契約者保護の観点からも、連合会においては、 共済事業と他の事業との経営リスクが遮断されるよう、共済事業と他の事業の兼業について、一定の規制が必要と考 えます。 社会的責任も大きくなった今日の生協にふさわしい生協に見合ったガバナンス体制を構築するための改正を求めます。

1. 理事会 - 代表理事制の導入

現行の生協法は、執行機関について理事の各自代表制を採用し、民法の公益法人に関する規定を準用しています。 しかし、この仕組みが生協の実情に合わないため、定款で理事会を設置し、理事長等の業務執行責任を明確にすることによって、他の協同組合法が採用している理事会ー代表理事制に近い仕組みがつくられています。

このように、法と実態との乖離を解消し、権限と責任を明確にするため、法律上も理事会ー代表理事制を導入することが必要であると考えます。

2. 員外監事の配置

現在、監事については、組合員以外からの選出を認めない制度となっています。

しかし、今日の共済生協の複雑化、高度化にともない、組合員以外の有識者から監事を登用する必要性が高まっており、監事監査の充実という観点から、公認会計士、弁護士、企業OBなど、専門的な知識を持つ方に監事への就任を要請するケースも存在します。現行法のもとでは、組合員として加入していただくこととなり、現実的な対応が困難な場合もあります。

したがって、員外監事を配置できるような生協制度の見直しが図られることが必要であると考えます。

3. 外部監査の導入

大規模な生協における監査は、高度の専門性が要求されています。そのため、監事監査とあわせて、今日の共済生協の社会的重要性に対応し、適正な事業運営のチェックをさらに高めるため、相当規模以上の共済事業を行う組合および連合会を対象に、公認会計士(監査法人)等の外部監査の導入も必要であると考えます。

4. 共済計理人の活用

共済事業の数理的特質に鑑み、長期にわたる経営の健全性を支えるため、共済の数理の知識および経験を有する共 済計理人を活用することが必要であると考えます。

具体的には、共済計理人を関与させることにより、契約者割戻については現行の承認制から届出制を導入したり、 また、責任準備金の積立にかかわる確認業務も共済計理人の業務として整理します。

それに関連し、事業規約認可等の手続を緩和することを要望します。

高度情報化社会の進展や生活圏の拡大、交通網の発達など情勢の変化に対応し、組合員の利便性やニーズに対応できる事業運営を確保するための規定の整備を求めます。

1. 共済代理店に関する規定の整備

現在、国民の生活は大きく変化し、生活に関わる保障は、死亡、医療、老後、住宅・家財、自動車等、広範囲にわたっています。

それに応じて、きめの細かいサービスの提供と多様な保障要求が、組合員の切実な要望として上がっています。また、就業時間や雇用環境の急激な変化や、生活様式の多様化に応じた事業展開への対応も求められています。それに応えるためには、共済利用での利便性の向上など、組合員の新しい、多様なニーズに的確に応える必要があります。このような組合員の利便性の向上やニーズの多様化に対応し、適正な共済の推進を確保するため、共済代理店に関する規定の整備を要望します。

2. 共済金の最高限度の撤廃

現在、最高限度額は共済種目ごとに通知により定められていますが、最高限度額の範囲内であっても許可申請の都度、行政により審査が行われています。

本来、共済金額の設定はその事業体の事業方針、体力および体制等により自己責任の元に定められるものであり、 現在の許可基準もそういった考えに基づいて定められていると考えられます。金融自由化による規制緩和の一環として、他業法では事後チェック型の行政への転換が進められています。また、組合員ニーズの多様化や保障水準引き上げなどの組合員ニーズが早いスピードで変化しており、その対応が求められています。 このような観点から、共済金の最高限度の撤廃を要望します。

3. 共済事業規約認可手続の簡素化

生協の共済事業においては、事業の実施方法、共済契約に関する事項、共済掛金の算出方法、責任準備金の算出方法書等すべてを共済事業規約に記載し、総会議決を経て行政庁の認可を得る必要があります。その変更手続きに時間を要し、迅速な共済制度の開発・改定が難しい状況にあります。

保険や農協においては、規制緩和の流れを受け、商品開発や改定の一部届出制が導入されたり、事業の実施方法、共済契約に関する事項、共済掛金の算出方法等の専門的事項については総会議決から除外されています。

組合員ニーズに迅速に対応し、効率的・効果的な事業運営を図るためにも、共済事業規約手続の簡素化を要望します。

4. 資産運用規制の撤廃

現行の量的規制、限定列挙方式のなかでは、安全性資産への偏重は避けられず、資金の性格に照らして「安全性」「効率性」「流動性」のバランスを取った運用をしていくということとは、相容れないものとなっています。また、現行の限定列挙方式のなかでは、新たな金融商品を機動的に取得することができず、収益機会の喪失につながっています。それら金融商品の一部については、委託運用(一任運用)で取得しているものの、費用対効果の面でコスト高となっているものもあります。

そのため、収益機会の喪失、リスク分散の観点等からも規制の撤廃を要望します。

5. 再共済・再保険機能の拡大

契約者保護の観点から、経営の健全性の確保のための具体的な仕組みや有効なリスク管理策が求められています。現行法の再共済・再保険の規定では、リスク管理に限界があるため、再共済・再保険機能の拡大を要望します。

6. 組合員資格の拡大

団塊世代の退職が急速に高まっています。職域においては、永年職場で活躍し、組合員として共済を利用していた方が退職とともに組合員の資格を喪失せざるをえません。このような事態を救済するために、高齢者福祉拡大の観点からも、退職後も組合員として認められ、共済の利用などが行えるよう、組合員資格の拡大を要望します。

7. 県域制限・員外利用規制の緩和

生活圏の拡大や交通網の変化に伴い、より組合員の利便性の向上やニーズに応えるため、県域制限の緩和を求めるとともに、合理的な理由にもとづく員外利用規制の緩和を要望します。

8. その他

組合員ニーズに柔軟に対応できる事業運営の確保を要望します。

生協制度見直し検討会 参考人提出資料⑤-3 小野岡参考人提出資料

第2回生協制度見直し検討会 資料【参考資料】

2006年9月4日 全労済

(全国労働者共済生活協同組合連合会)

第2回生協制度見直し検討会 資料【参考資料】

I. 消費生活協同組合における共済契約者保護の対応

P. 1~P. 8

社団法人 日本共済協会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 23-1 ライラック三栄ビル1F TEL 03(5368)5753

平成 18 年 3 月 17 日

日本共済協会 消費生活協同組合における共済契約者保護の対応を公表

消費生活協同組合(以下「生協」という。)が実施する共済事業は、組合員の社会的・経済的地位の向上を図るため、非営利組織として組合員自治にもとづき事業や運営上の重要事項を総(代)会で議決し執行をはかるとともに、事業の健全性を確保するための諸政策の実施、事業の実施状況について組合員への情報開示を積極的に進めています。

併せて、生協の共済事業が社会的な注目と期待を集めるようになっている中で、生協の社会的責任として、組合員のみならず広く社会に対しても、可能な限りの情報開示や 共済契約者保護の更なる充実、経営の健全性の持続的確保のための対応が求められているものと認識しています。

このような状況を踏まえ、日本共済協会の会員で構成する「共済生協懇談会」として自主的立場から、関係団体の協力を得て、別添のとおり共済契約者保護の対応について取りまとめました。

2006年3月

日本共済協会・共済生協懇談会 <構成団体>

全国労働者共済生活協同組合連合会 全国労働者共済生活協同組合再共済連合会 日本生活協同組合連合会 全国大学生活協同組合連合会 全国共済生活協同組合連合会 全国共活協同組合連合会 (オブザーバー)

本件に関してのお問い合わせは、下記までお願いいたします。 (社)日本共済協会 企画調査部 小川 直人 TEL 03(5368)5753

I. 取りまとめにあたって

共済契約者保護の課題は、生協の組織運営、事業運営、実務処理等を総合的に検証する必要があることから、以下のとおり基本事項として4項目を設定しました。さらに、基本事項について17項目の課題を設定し、課題の内容に応じて実施基準と考え方に区分し取りまとめました。

- 1. 「共済の適正な推進に関する措置」 共済の適正な推進に関する仕組み・制度づくりを実施し、リスクマネジメント及び コンプライアンス強化を図ります。
- 2. 「経営の健全性を確保する措置」 長期的な健全経営を維持するための仕組みづくり、ガバナンス強化および経営情報 開示等に関してさらに充実を図ります。
- 3. 「共済の健全性の判断指標」 長期的な健全経営を維持するための経営指標の策定、開示の促進を図ります。
- 4. 「経営破綻時の対応」

安定的な事業継続の確保を基本として事業運営を推進しつつ、万が一の不測の事態 への対応を含めた仕組み・制度の検討を進めます。

Ⅱ. 個別課題の対応策

個別課題については、当面、生協として自主的実施が可能な課題は「実施基準」として取りまとめました。さらに、基本的に法令・税制・重要な組織事業政策の見直しに係わるものでこれらの整備等が図られることによってより実効性が担保される課題は、実施の方向性を明示する「考え方」として取りまとめました。

「実施基準」として設定した課題は以下のとおりです。これらの課題は、準備が整い次第、早急に実施していきます。

なお、実施基準については、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本生活協同組合連合会、全国生活協同組合連合会は、2006年度中に実施します。

適正な共済推進を確保するための実施基準
クーリングオフに関する実施基準
経営情報開示に関する実施基準
自己資本比率の開示に関する実施基準
利源別損益の開示に関する実施基準

1. 共済の適正な推進に関する措置

適正な共済推進を確保するための実施基準

適正な共済推進を確保するための措置として、各々の生協の組織特性や社会的動向を 踏まえた実施基準を設定します。

概要

1. 実施内容

- (1) 消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済推進に努める。
 - ① 生協の共済を契約するためには、組合員になることが前提であることを説明する。
- (2) 組合員が商品内容を十分に理解し得るように、組合員の実情と意向にそって説明内容や説明方法を工夫し、適切な共済の選択ができるように努める。
 - ① 組合員が契約締結の際に合理的な判断をするために必要な事項である重要事項のうち、組合員の理解を高めるため必ず説明を要する「契約概要」および「要注意事項」を記載した書面を、契約締結前に組合員に交付する。

なお、この書面の見やすい箇所に、これらを読むことの重要性について明記 する。

さらに、契約時には、契約者がその内容を理解していることを確認する。

ア)「契約概要」の枠組み

商品のしくみ、共済期間、担保内容(主な支払事由、主な免責事由)、引受 け条件、付加できる主な特約およびその概要、共済掛金、掛金払込方法、掛 金払込期間

イ)「要注意事項」の枠組み

クーリングオフ (制度がある場合)、告知義務 (告知が必要な共済)、責任 開始期、主な免責事由、共済掛金の払込猶予期間、契約の失効、復活等、解 約と解約返戻金

- ② 契約締結後に重要事項のすべてを記載した契約のしおりを交付する。
- (3) 組合員からの「告知」が必要となる共済については、正しい告知の受領の促進を図る。
- (4) 共済推進に関する教育、研修、指導体制を整備し、資質の向上を図るための措置を講じる。
- (5) プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の情報について、適正かつ厳正な管理に努める。
- (6) 苦情相談窓口に寄せられた情報への対応を迅速にすすめ、必要な改善を行う。

クーリングオフに関する実施基準

より共済契約者の利益を守る趣旨から、各生協が既に実施している内容を踏まえて、実施基準を設定します。

1. 実施内容

共済期間が1年を超える共済商品について、クーリングオフの規定を設け、適用 を図る。

- (1) クーリングオフの実施にあたっては、共済契約の申込をしようとする者(以下、 共済契約申込者という。)に対し、クーリングオフに関する事項を記載した書面 を交付し、重要事項の一つとして説明責任を果たす。
- (2) クーリングオフできる期間は、共済契約申込者または共済契約者が、クーリングオフに関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日のいずれか遅い日から起算(当該日を含む)して、8日間を基本とし、生協の実情に応じて延長を可能とする。

2. 実施方法

事業規約に明記する。また、パンフレット等にも明記する。

2. 経営の健全性を確保する措置

経営情報開示に関する実施基準

- (1) 生協は、組合員自治の原則と法令にもとづく運営や事業執行をすすめ、かつ、正確な経営情報を組合員・共済契約者に積極的に開示する必要があります。
- (2) 情報開示について客観性をもたせ、かつ、組合員・共済契約者にとって理解しやすいものとするため、「算出の考え方」、「開示方法」等について、実施基準を設定します。

概 要

共済事業を行う生協は、省令・通知に基づき、財務諸表および事業報告書により経営情報を開示する必要があるが、その場合の記載事項の内容について、下記のとおりとする。

- 1. 共済期間が1年超または共済金額が100万円超の元受共済事業を行う生協にあっては、事業報告書の記載事項の内容について別紙に定める記載内容にそって表示する。
- 2. 上記以外の共済事業を行う生協においては、通知を尊重し、事業報告書の記載事項の内容についても可能な限り別紙の記載内容にそって表示することに努める。

共済計理人の活用等

厚生労働省の通知(平成17年8月15日社援地発第0815003号)に基づき、適正な実施を図ります。

退職給付会計、税効果会計及び金融商品の時価会計の導入に関する考え方

既に導入している生協に引き続いて一定規模以上の共済事業を行う生協を対象に、順 次導入を図ります。

諸準備金の積立に関する考え方

- (1) 現行の消費生活協同組合財務処理規則では、契約者割戻準備金、支払備金、共済掛金積立金、未経過共済掛金、損害共済に対する異常危険準備金などの積立が規定されています。これらに加え、生命共済の危険準備金、予定利率リスクに備える準備金や価格変動準備金、IBNR(既発生未報告)備金の積み立てが求められます。積立方法の設定にあたっては、当面、他の協同組合の基準を参考に検討を行っていくものとします。
- (2) 準備金の積み立てにあたっては、税法上の課題もあり、それらの対応も併せて検討を進めます。

再共済、再保険機能確保の推進に関する考え方

- (1) 共済リスクの分散を図る措置の一つとして再共済・再保険機能の拡大・確保を進めていきます。併せて、保有・出再に関するリスク管理として、保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配した再共済・再保険によって適切にカバーされているか。また、受再リスクに関するリスク管理として、受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行い、保有限度額を超過しないよう適正な管理が行われているか等のリスクコントロールのあり方・方法についての検討を進めます。
- (2) 連合会が再保険できる規定を定めた省令に追加して、全国を区域とする職域生協の 共済リスクの一部を再保険に付すことができる方策の検討を進めます。

共済事業のリスク遮断に関する考え方

- (1) 共済事業の他の事業への共済資金の流用禁止や「区分経理」の義務付けがある一方、 共済事業剰余金は、一法人として他の事業部門の剰余金と合算してその処分が決められています。
- (2) 他の事業の経営リスクが共済事業に影響を及ぼさないようにするため、特に共済事業を行う連合会の他事業との兼営のあり方について、法の立法趣旨(各種事業を通して、組合員の生活の向上をはかる)を損なわない方策の検討を進めます。

理事会・代表理事制、員外理事割合の増加、執行役員制度に関する考え方

- (1) 生協の運営にあたっては、組織運営の機動性を高めると同時に理事の権限と責任を明確にしたガバナンスの仕組みの強化が必要です。生協法において、民法の規定を準用し各理事が代表権をもっているなかで、定款による代表理事制に近い仕組みに法的根拠をもたせることや、「員外理事枠」の拡大の検討を進めます。
- (2) 「執行役員制度の導入」については、組織経営上の措置として、各生協の判断によるものとします。

監査体制の強化に関する考え方

監査機能を整備しガバナンス強化をはかる視点から、一定規模以上の共済事業を行う 生協を対象に、公認会計士(監査法人)等の外部監査の導入や員外監事の配置の検討を 進めます。

3. 共済の健全性の判断指標

自己資本比率の開示に関する実施基準

自己資本比率は経営の健全性を示す指標の一つであるため、開示の実施基準を設定します。

経営の健全性を示す指標の一つとして、自己資本比率(「自己資本÷総資産」)を開示する。

ソルベンシー・マージン比率に関する考え方

ソルベンシー・マージン比率は支払能力(余力)を示す指標であり、収益力を示す基礎 利益等の指標と合わせて開示することにより、経営の健全性を判断する一つの指標となり ます。

当面、他の協同組合の基準を参考に必要に応じた開示を進めます。

利源別損益の開示に関する実施基準

利源別損益は経営内容を判断する指標の一つであるため、開示の実施基準を設定します。

原則的に積立契約を実施している生協を対象とし、各生協の判断により開示する。

最低出資金に関する考え方

生協は、組織や事業の種類・規模等が多種多様にわたることを踏まえつつ、契約者保護の充実をはかる視点から、最低出資金についての基準の検討を進めます。

4. 経営破綻時の対応

事業継続の確保に関する考え方

- (1) 安心・安定的な事業運営を図るため、過去の経営実態を把握し、できるだけ正確な 将来予測を行い、必要な場合には事業の停廃止を含めて速やかに経営方針見直し等を 検討する必要があります。
- (2) 生協法等により監督当局の報告の徴収、検査、是正改善指導・命令等の措置が可能 とされていますが、生協の組合員自治の原則・自己責任の原則から、一つの数値基準 だけではない総合的な検討と内部監査、法定監査、外部監査等による対応が必要であ り、これらの考え方にそった検討を進めます。

契約条件変更規定の導入に関する考え方

- (1) 他の協同組合や隣接業界では、①将来の大きな金利情勢の変化への対応 ②保障の継続という観点から、予定利率の引き下げ等を行える措置が取られています。
- (2) 本来、契約締結時の契約条件を履行することが基本ですが、予測できない事態に陥った場合の契約維持の仕組みとして、この規定導入の検討を進めます。
- (3) また、一定期間の解約停止や変更対象者の異議申立等、法的な手当ての検討を進めます。

契約の包括移転に関する考え方

- (1) 包括移転は、法人が破綻した際に、契約者と法人の双方の不利益をできるだけ回避するため、契約上の権利義務(給付金・解約返戻金の支払い、掛金受領等)を個別の譲渡行為を要せず、契約全部または一部を包括的に移転(承継)せしめる手続きです。
- (2) 生協法において自動車損害賠償責任共済事業に認められている包括移転を、全共済に対象範囲を拡大する検討を進めます。

以 上

経営情報に関する開示項目

1	組合員数、出資口数及びその金額並びにその増減
2	役員、職員、総代等の組織の状況
3	過去3年間における組合の事業及び財産の概況
	(1) 共済事業の概況
	①契約件数
	②契約□数
	③(保有)契約高
	④共済金支払件数
	□ ⑤基礎利益 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	⑥受入共済掛金
	②支払共済金
	(2)財産の概況
	①貸借状況 マック・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター
	ア. 資産合計 (ア)現金及び預金
	(イ)金銭の信託
	(ウ)有価証券
	(工)貸付金
	7. 負債合計
	(ア)共済契約準備金
	・支払備金
	・責任準備金
	•割戻準備金
	ウ. 資本合計
	(ア)組合員出資金
	(1)法定準備金
	(ウ)任意積立金
	②損益状況
	ア. 経常収益
	(ア)共済掛金等収入
	(ア)共済掛金等収入 (イ)共済契約準備金戻入額
	(ウ)資産運用収益
	イ. 経常費用
	(ア)共済金等支払額 (イ)共済契約準備金繰入額
	(ウ)資産運用費用
	(エ)事業経費 ウ. 経常剰余(経常損失)
	工.割戻準備金繰入額
	オ. 当期剰余金(当期欠損金)
4	事業の状況
`	(1) 当該事業年度における事業の種類ごとの実績
	①共済事業の実績
	ア. 任意積立金
	イ. 契約者割戻しの状況
	ウ. 契約高増加率
	工. 給付率
	オ. 事業費率
	力. 解約失効率(長期共済事業に限る)
	ク. 利用分量割戻し
	②共済事業の種類ごとの実績
	ア. 契約件数
	1. 契約口数
	'
	ケ. 支払返戻金(解約返戻金)
	一 コ.経常剰余(経常損失)

- 17.5	
5	資産運用の状況(長期共済事業実施生協に限る)
	(1)過去1年間の資産運用に関する指標
	①運用資産明細
	②運用利回り
	③財産運用収益明細
	④財産運用費用明細
	⑤有価証券残存期間別残高(当年度分のみ)
	⑥貸付金残高明細
	(2)当該事業年度の運用資産の時価情報
	①有価証券
	②金銭信託
6	
U	
	(1)子会社等の概況
	①子会社等の名称
	②設立年月日
	③代表者名
	型算本面 ⑤組合からの出資比率
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	<u> ⑧組合関係役員の氏名</u>
	(2 <u>)決算の状況</u>
	①損益の状況
	ア. 営業収益
	イ. 営業費用
	ウ. 営業利益(営業損失)
	工. 営業外収益
	オ. 営業外費用
	1.0×2×1/11 1.
	力. 経常利益(経常損失)
	十. 特別利益
	ケ. 税引前当期純利益(税引前当期純損失)
	コ. 法人税等
	サ. 当期純利益(当期純利益)
	②貸借の状況
	ア. 資産(流動資産・固定資産・繰延資産)
	/ · 具注\///影月注 "出处具注"************************************
	イ. 負債(流動負債・固定負債)
	ウ. 資本(資本金・法定準備金・剰余金)
	工. 利益処分案(当期未処分剰余金・利益処分
	額・次期繰越利益)
7	総会又は総代会の議決
8	その他重要な事項
	(1)リスク管理体制
	(2)法令遵守の体制
	(全/)為中國日外性間